

「外国人総合相談センター」への相談から
 Q.30) 新しい在留管理制度について

选自外国人综合咨询中心的咨询问题
 问题30) 新的在留管理制度

いよいよ今年(2012年)7月9日から、新しい在留管理制度がスタートします。日本に3か月以上在留する外国人(中长期在留者)の皆さんは、この新しい制度の対象となりますので、いつ、どのような手続きをすればよいのか、よく理解しておいてください。以下、ポイントをまとめて紹介しますが、分からないことがありましたら、「外国人総合相談センター 埼玉」に電話で相談してください。

★この制度の対象となる中长期在留者とは、在留資格が「日本人の配偶者等」や「定住者」、「技術」や「人文知識・国際業務」、技能実習生、留学生、永住者のことです。

★観光目的で日本に短期滞在(3か月以下)する人は、対象となりません。

★今までの外国人登録制度では、在留資格がない人でも登録の対象になっていましたが、新しい管理制度では対象になりません。在留資格がない人は、早く東京入国管理局(品川)に行き、手続きを受けてください。詳しくは、入国管理局ホームページの「出頭申告のご案内～不法滞在で悩んでいる外国人の方へ～」を読んでください。(＊PDF 英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語版もあります。)

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan87.html

新しい「在留管理制度」の4つのポイント

<ポイント1> 在留カードが交付されます

中长期在留者は、上陸許可、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留にかかわる許可を得る度に、新しい「在留カード」が交付されます。

＊在留カードには、偽造や変造を防止するため、ICチップがついていて、カード面に書かれている事項の全部または一部が記録されています。

＊新しい制度が導入されても、すぐに在留カードに換える必要はありません(＊希望すれば換えられます)。一定期間は、現在持っている外国人登録証明書が在留カードとみなされます。

◆永住者は、制度導入後、原則として3年以内に在留カードの交付を申請してください。

◆永住者以外の方は、基本的に制度導入後の在留期間更新等の手続きのときに、在留カードが交付されます。

＊在留カードにも有効期間がありますので、交付されたとき、自分のカードの有効期間を確認しておきましょう。

<ポイント2> 在留期間が最長5年になります

★各在留期間の種類が増えると同時に、最長が5年に



新的在留管理制度将于今年7月9日开始实施。成为该制度对象的是在日本居留3个月以上的外国人(下称为中长期侨居者)。符合该条件的外国人,请预先了解办手续的方法、时间等细节。下面介绍新制度的要点,如有不明之处,请致电“埼玉外国人综合咨询中心”询问。

★成为该制度对象的中长期侨居者:是指持“日本人的配偶”、“定住者”、“技术”、“人文知识·国际业务”、技能实习生、留学生以及永住者等在留资格的外国人。

★以旅游为目的在日本短期逗留者(3个月以下)不属于该对象范围。

★现行的外国人登录制度,非法逗留者也成为了登录对象,但在新的在留管理制度中不属于申请对象范围。非法逗留的外国人,请尽快到东京入国管理局(品川)办理手续。详情请参看入国管理局主页刊登的“出面申报指南”。

(＊有英语·汉语·韩语·葡萄牙语·西班牙语·菲律宾语的PDF版)

<简体字版> <http://www.moj.go.jp/content/000052867.pdf>
 <繁体字版> <http://www.moj.go.jp/content/000052870.pdf>

新的在留管理制度的四个要点

<要点1> 交付“在留卡”

中长期侨居者在申请上陆许可、在留资格の変更・更新后得到许可时交付新的“在留卡”。

＊在留卡里装有防止伪造或涂改的IC晶片,卡面上记录着被记载事项的全部或部分內容。

＊新的在留管理制度实施后,不需要立刻更换在留卡

(希望的话可以更换)。中长期侨居者目前持有的外国人登录证会在一定期间内视为在留卡。

◆永住者原则上须要在新制度实施后3年之内申请交付在留卡。

◆永住者以外的人,在新的制度实施后在办理在留资格的更新等手续时交付在留卡。

＊在留卡本身有其有效期限,在拿在留卡时应确认有效期限。

<要点2> 在留期限最长为5年

◆在新增了在留期限种类的同时,把期限上限延长至5年。

